

令和6年

第1回羽咋市議会定例会

提案理由説明書

令和6年2月26日招集

本日、ここに、令和6年第1回羽咋市議会定例会が開かれるにあたり、市政運営に対する所信の一端と提出議案の概要について、ご説明いたします。

まず初めに、令和6年能登半島地震において、お亡くなりになられた方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害を受けられた多くの方々に心からお見舞いを申し上げます。

また、現在もなお被災者支援や災害復旧にご尽力されております関係者の皆様に、心から感謝と敬意を表したいと思っております。

次に、地震による被害状況と対応について、ご説明いたします。

1月1日、16時10分ごろ能登地方を震源とするマグニチュード7.6、最大震度7の地震が発生しました。

羽咋市でも震度5強を観測し、16時22分には大津波警報が発令されるなど、これまで経験したことのない大きな地震でした。

本市の対応状況といたしましては、地震発生後の16時30分に災害対策本部を設置し、被害状況の調査や避難所開設の準備、道路被害の応急復旧などを行いました。

17か所の避難所におよそ3,700人の方々が避難されましたが、町会や自主防災組織をはじめ、市民の皆様のご協力により、不安な夜を乗り越えることができました。

また、中学生や高校生が率先して、避難所の準備などを行っていたとの話を聞き、防災教育の大切さを改めて感じました。

皆様には、ご協力をいただき、大変感謝しています。ありがとうございました。

今回の地震による被害状況は、人的被害では、死亡者1人、負傷者7人となっています。

また、建物被害では、2,600棟を超える被害がありました。

現在、り災調査を進めていますが、申請者の9割を超える方に、り災証明を発行いたしました。

公共施設の被害につきましては、液状化現象による隆起や陥没が顕著な地域を中心に、市内各所で道路、橋りょう、河川、漁港施設などに被害が多数発生しました。

道路など、被害箇所の応急復旧につきましては、おおむね完了していますが、本格的な復旧については、国の査定を受ける準備を進めており、査定後は、早期の復旧を図っていきます。

また、上下水道施設につきましては、災害発生後から断水し、市民の皆様には、大変ご不便をおかけしました。

他県や関係機関から、多くの応援と協力をいただき、応急復旧ではありますが、2月2日に市内全域の上下水道が復旧しました。

引き続き、被害の全容確認を進め、本復旧に向け、取り組んでいきます。

また、地震で大きな被害を受け、利用が出来なくなった施設もあり、余喜保育所につきましては、敷地が南北に裂け、建物が東西に15センチ開き、これにより建物は25分の1程度傾斜し、園庭には液状化現象もみられます。

地震直後の応急危険度判定で「危険」と判定されたため、1月4日から応急的に、旧余喜小学校の職員室と調理室で保育を実施しています。

その後、被災度区分判定で詳細な調査を行った結果、「基礎構造大破」「上部構造大破」との判定から、施設の復旧ができないことが判明したため、保護者と余喜地区町会や関係機関に説明を行いました。

保護者には個別に訪問し、施設状況の説明と4月からの保育については、第2希望施設への利用をお願いし、理解を得ることができました。

なお、3月31日までは、災害時における暫定的な措置として、旧余喜小学校で保育を実施します。

また、粟ノ保公民館につきましては、建物の損壊が著しく、現在の建物を使用することは、危険であると判断したため、公民館機能を放課後児童クラブがある旧粟ノ保保育所へ移転し、公民館活動を再開しています。

今後は、被災度区分判定の結果を受けて、地域住民と協議しながら、対応を検討していきます。

次に、市内の液状化被害について、ご説明いたします。

液状化の被害が特に大きい大川町や本町、千里浜町、御坊山町において、国土交通省に、いち早く現地確認と調査を依頼しました。地質の専門家が、道路液状化被害調査を実施し、被害内容と

対策案を取りまとめていただきました。

また、大川町や釜屋町、本町、的場町において、復旧の方向性や実施の可能性がある、国の液状化対策事業を円滑に進めるための被災宅地危険度判定について説明し、地域住民の実情や今後の住まいの予定について、地元町会と意見交換会を実施しました。

今後の復旧については、液状化被害が甚大であることから、国や県ならびに専門家からの技術的助言をいただくとともに、地域住民からの意見をくみ取りながら、より効果的な液状化対策を取りまとめ、早期復旧に努めていきます。

なお、被災宅地の擁壁復旧や地盤改良、住宅基礎の傾斜修復工事を支援できる、被災宅地復旧支援を含む、復興基金の早期創設を県に要望していきます。

次に、被災した方々への支援について、ご説明いたします。

災害ゴミ仮置き場を1月12日から開設していますが、2月末の期限を3月17日まで延長いたします。

さらに、自費解体をされた方への費用償還の申請受付を3月から、公費解体の申請受付を4月から開始いたします。

また、住宅の被害が大きいことから、1月10日から、被災者の住居支援に関して総合的にサポートする「住まいの支援窓口」を開設し、2月3日から、り災証明を受けた人の申請や相談に応じるため、受入体制を拡充しています。

特に、住居の応急修理や、みなし賃貸住宅の案内のほか、被災

者生活再建支援金の受付などを行っており、引き続き、被災した方々に寄り添った支援に努めていきます。

また、ご自宅での居住ができなくなった方への一時的な住まいとして、市営住宅の提供をはじめ、賃貸型応急住宅を市で優先的に確保し、住まいの提供を行いました。

今後は、島出定住促進住宅についても改修工事完了後、速やかに被災した方を対象に提供を開始いたします。

また、建設型応急住宅につきましては、眉丈台地スポーツ広場と石野町地内の市有地において、60戸程度を建設し、4月上旬から入居を開始する予定です。

このたびの地震被害を受け、市内外の多くの皆様から心温まるお見舞いのメッセージや支援をいただいています。

この場をお借りして、ご支援いただきました皆様をはじめ、復旧にご尽力いただいています国や県、他市町村などの自治体、警察、消防団、町会、自主防災組織、ボランティアなど、多くの皆様に御礼申し上げます。

地震発生から2か月近く経過しました。奥能登の地域と比較すると、市内の状況は、以前の落ち着きを取り戻した様にも見えます。

しかしながら、市内でも自宅や事業所などに大きな被害を受けた方は、大勢いらっしゃいます。その方たちのこれまでのご苦勞、将来への不安は、非常に大きなものだと感じています。

市職員ともども、被災された方たちに寄り添いながら、一日も早い復旧と、生活や事業の再建に全力を注いでいきます。

次に、組織改革について、ご説明いたします。

本年4月に、企画財政課内の地域振興室を課に格上げし、地域振興や協働推進に加え、将来を見据えた地域づくりを総合的に担う部署といたします。

また、当該課内に、住まいの再建や復興計画づくりなど、震災からの復興を迅速かつ創造的に行う部署の設置を行い、専任の管理職員を配置することとします。

次に、令和6年度一般会計当初予算案の基本的な考え方とその概要について、国の予算案や地方財政対策なども踏まえながら、ご説明いたします。

日本経済は、コロナ禍の3年間を乗り越え、改善しつつあり、賃上げや企業の投資意欲など、経済には前向きな動きがみられます。しかし、賃上げは物価上昇に追いついておらず、個人消費や設備投資は、依然として力強さを欠いている状況にあります。

こうした中、政府は「経済財政運営と改革の基本方針2023」に沿い、「時代の転換点」ともいえる内外の構造的な課題の克服に向け、官民連携による投資の拡大、グリーントランスフォーメーション（GX）、デジタルトランスフォーメーション（DX）の加速、少子化対策・こども政策の抜本強化、包摂社会の実現など

に取り組むことで、「成長と分配の好循環」を目指しています。

国の令和6年度一般会計予算案は、昨年末に発表されたのち、能登半島地震に対応するため予備費を5,000億円追加し、112兆5,717億円で、2年連続で110兆円を超えました。この予算は、歴史的な転換点の中、「物価に負けない賃上げの実現」、「こども・子育て政策の強化」、「安全保障・防衛力の強化」、「能登半島地震への対応」など、時代の変化に応じた先送りできない課題に挑戦し、変化の流れを掴み取る予算としています。

次に、本市の令和6年度予算案についてご説明いたします。

予算編成の基本的な方針につきましては、令和6年能登半島地震を受け、令和6年度当初予算のテーマを「すまいと暮らしの再建、未来につなげる予算」と掲げました。

能登半島地震による被災者支援や災害復旧など、市民の生命や生活を最優先として取り組み、復興に向けて、引き続き「輝く羽咋」の実現に取り組んでいきます。

まず、第一に、被災された方々が一日も早く、元の日常生活に戻れるよう、被災された方の気持ちに寄り添いながら、生活の再建に全力で取り組むとともに、被災した社会基盤などの復旧を進めていきます。

第二に、市民一人ひとりが住み続けたい、住んでいてよかったと思える、未来につながる、「輝く羽咋」の実現に取り組んでいきます。

政策の柱を「ひとを惹きつける魅力あるまちづくり」「誰もが

暮らし続けられる安全安心なまちづくり」「デジタル技術を活用したスマートシティの実現」とし、官民連携、共創の視点を持ち、時代に合った、持続可能なまちづくりの施策を展開していきます。

また、「こども・子育て政策、カーボンニュートラル及びデジタル化」などの課題に機動的に取り組んでいきます。

そして、前例・慣例にとらわれずに、創意工夫をしながら、国や県の補助金なども有効に活用し、住民福祉に役立てる事業の推進と持続可能な財政基盤の両立を図ります。

次に、当初予算に計上した能登半島地震への被災者支援や災害復旧についてご説明いたします。

被災者支援では、被災者生活再建支援法の適用対象とならない方への生活再建のため、市独自で支援金の給付を行うほか、準半壊以上の被害を受けた住宅への応急修理の実施、半壊以上の被災家屋などの公費解体、最長2年間の応急住宅の供与、各種被災者支援制度の受付窓口の設置などを行い、一日も早く日常生活に戻るよう生活の再建に努めます。

また、災害復旧では、被害を受けた道路、漁港などの社会基盤の早急な復旧を実施し、今後さらに増加する場合は、補正予算で対応していく予定です。

次に、重点的に取り組む施策について、3つの柱ごとにご説明いたします。

第一の柱である「ひとを惹きつける魅力あるまちづくり」では、

令和6年7月1日オープン予定の羽咋市にぎわい交流拠点 LAKUNA（らくな）はくいでのイベントの開催や千里浜ヒルズ第2期分譲地の募集を開始するなど、引き続き、若者の定住・地域の賑わい創出につなげていきます。

また、民間事業者による宅地開発への費用の一部を補助することで、さらなる定住人口の増加を図ります。

さらに、妙成寺の国宝指定に向けた取り組みにつきましては、令和4年度に作成した動画「羽咋市歴史物語 妙成寺編」のデジタル紙芝居を作成し、子どもたちの郷土学習に活用するとともに、今後の妙成寺周辺整備に向け、周辺俯瞰図の作成、石川県との共同事業である、現地解説付きツアーの実施など、将来の国宝指定に向けた機運醸成ならびに文化財の価値と保護に対する意識の向上を図ります。

次に、第二の柱である「誰もが暮らし続けられる安全安心なまちづくり」では、子育て世代の経済的負担のさらなる軽減を図るため、令和6年度から、保育所などの利用料および全ての小中学生の給食費を無償とします。

また、結婚相談員によるマッチング支援を強化するため、結婚相談員の活動費を拡充するほか、出産後間もない時期の産婦の健康診査助成を拡充します。さらに、こどもとふれあうきっかけづくりを提供するため、初誕生を迎えるこどもたちへのファーストブックの配布、こどもと保護者の心のケアのため、公認心理師や精神保健福祉士を派遣するなど、こどもを中心に、妊産婦や

子育て世帯に寄り添った支援を行っていきます。

そのほか、新型コロナウイルスワクチン接種は、令和6年度から、季節性インフルエンザと同様、個人の重症化予防を目的とした、定期接種として実施されることから、新たにワクチン接種の助成制度を設けるほか、高齢者インフルエンザ予防接種の自己負担額の軽減や、帯状疱疹ワクチンの予防接種の一部助成を行うなど、罹患の防止と重症化を予防し、健康の保持・増進を図ります。

また、A I デマンド交通と地域循環バスの運行、タクシーや路線バスなどの利用助成を行い、高齢者などの住民の移動手段を確保し、安全で快適に移動できる交通環境を整備していきます。

空き家対策につきましては、空き家の実態調査を実施し、「羽咋市空き家情報バンク」の登録を促すほか、空き家登録物件を対象に、家財処分費の補助制度を新たに設けるなど、人口減少とともに増える空き家を有効活用し、危険空き家とならないよう防災、防犯対策を強化します。

次に、第三の柱である「デジタル技術を活用したスマートシティの実現」では、小中学校に、全ての教科のデジタル教科書ならびにWEBプリントを導入し、児童、生徒の学習意欲の増進、新しい時代に対応した学習能力の向上への支援を行い、教育環境の充実を進めます。

また、余喜地域振興拠点施設に、運動や体操、歌唱、学習などの様々なレクリエーションコンテンツを備えた機器を導入するこ

とで、施設利用者の増加につなげ、高齢者の介護予防、世代間交流を促進します。

さらに、羽咋市公式LINEの登録者数が、能登半島地震以降、急激に伸びていることから、市民一人ひとりが必要な情報を選択できる機能を追加するなど、市民サービスの拡充、事務の効率化を図ります。

これらの重点施策に取り組みながら、すまいと暮らしを再建し、未来につなげるため、安全・安心な活力ある地域経済・社会を構築し、「輝く羽咋」を推進していきます。

歳入面におきましては、地方交付税の増額が見込まれますが、今後も社会経済や国の施策の動向を的確に把握し、補助金の活用など財源の確保を図り、これまで以上に積極的な経営の合理化を推進し、健全財政の維持に努めます。

次に、予算の規模や内容についてご説明いたします。

一般会計の当初予算規模は、131億円を計上しており、そのうち、能登半島地震の災害関係予算は10億8,145万円、災害関係以外の予算は120億1,855万円となりました。災害関係以外の予算は、前年度と比較し、3億8,145万円の減額となりましたが、災害関係予算を含めると、7億円の増額となりました。

歳入では、コロナ禍からの社会経済活動の持ち直しにより、市税全体で2,200万円の増額を計上しています。

地方交付税につきましては、普通交付税に「こども子育て費」の新たな算定科目が創設されたこと、特別交付税としてデマンドタクシー導入に伴う経費などの増額が見込まれることから、前年度比2.4パーセント増の1億円の増額を見込んでいます。

また、臨時財政対策債につきましては、2,000万円を計上しており、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税総額は、42億6,000万円と見込んでおり、前年度と比較し、7,000万円の増額となりました。

国庫支出金につきましては、災害復旧にかかる補助金の増額などにより、前年度と比較して3億2,968万円の増額となりました。

また、県支出金では、災害救助費委託金の増額などにより、前年度と比較して1億5,823万円の増額となりました。

次に、歳出につきましては、人件費では、職員の給与改定や会計年度任用職員の勤勉手当支給などにより、前年度と比較して1億6,264万円の増額となりました。

扶助費では、児童手当の拡充や被災者支援にかかる生活再建支援金の支給などにより、前年度と比較して1億4,065万円の増額となりました。

公債費では、羽咋中学校建設事業の一部の償還が終了したことなどにより、前年度と比較して1億8,482万円の減額となりました。

物件費では、災害に伴う公費解体事業や被災者支援窓口の設置

のほか、駅周辺賑わい創出事業やラクナはくい運営事業などの委託費の増により、前年度と比較して、5億0,518万円の増額となりました。

補助費等では、公費解体事業での自費解体による償還払いの増により、前年度と比較して2億0,247万円の増額となりました。

投資的経費では、道路の災害復旧事業など能登半島地震災害復旧にかかるものとして5億0,645万円を措置しました。

また、投資的経費の主な事業として、認定こども園改修支援事業に1億6,200万円、コスモアイル羽咋整備事業に9,124万円、ユーフォリア千里浜整備事業に7,079万円、商店街振興支援事業に3,570万円、歴史民俗資料館施設整備事業に3,730万円、体育施設整備事業に3,400万円を措置しました。全体では、19億7,856万円となり、前年度と比較し、1億3,511万円の減額となりました。

次に、羽咋駅周辺整備について、ご説明いたします。

羽咋市にぎわい交流拠点 LAKUNA（らくな）はくいにつきましては、建物本体を含む長者川左岸側は地震による大きな影響はなく、3月中に本体工事が完了する予定です。

駐車場として、利用予定の長者川右岸側は、地震の影響により、長者川の護岸や周遊連絡道路である市道羽咋101号線との調整が必要であり、令和6年度中の整備が難しい状況にあります。

つきましては、LAKUNAはくいの施設側のみ先行して供用開始を目指し、6月23日に竣工式を執り行うとともに、7月1日にグランドオープンいたします。

本施設が震災復興のシンボルとして市内外の多くの方々にご利用いただき、皆さんの憩いの場となるよう進めていきます。

なお、施設の予約につきましては、5月からの開始を予定しており、詳細につきましては、準備が整い次第、周知してまいります。

次に、都市計画道路川原町線および市道羽咋101号線の整備につきましては、3月末の開通を予定しておりましたが、すでに整備済みであった長者川の護岸や道路構造物が、地震の影響を受け再整備が必要な状況です。

改めて、石川県と調整し、災害復旧並びに道路の整備を進めていきます。

次に、千里浜ヒルズ開発事業について、ご説明いたします。

千里浜ヒルズ第1期分譲地につきましては、昨年12月末時点で、残り6区画と順調な売れ行きで推移していましたが、能登半島地震後に24区画のすべてが完売しました。申込につきましては、転入者の割合が6割と高く、能登半島地震により市外から転入される方もいらっしゃいます。

今回の地震では、市内の住宅に大きな被害が生じました。また、奥能登で被災された方の広域的避難も発生しており、新たな住宅

再建地や移住定住の受け皿の整備が急務となっていることから、第2期分譲地の整備を早急に進めていきます。

次に、学校給食費の完全無償化について、ご説明いたします。

私の公約である学校給食費の無償化につきましては、これまで段階的に拡充してきました。令和5年度からは、中学生ならびに第3子以降の小学生の学校給食費を無償化しています。

令和6年度からは、対象者をすべての小学生にも拡充し、保護者の経済的負担の軽減と子育て支援の充実を図っていきます。

次に保育所・認定こども園の利用料の無償化について、ご説明いたします。

現在、保育所・認定こども園の利用料は、3歳から5歳、ならびに3歳未満は第3子以降、第1子、第2子は所得制限付きで無償としています。

令和6年度から、すべての3歳未満の利用料を市が負担することで、無償化とし、子育て世帯の経済的支援の拡充を図っていきます。

次に、邑知保育園の運営について、ご説明いたします。

令和5年12月27日に、ゆりかご福祉会から指定管理者の指定取り消しの申し出がなされ、法人と協議を重ねてまいりました。

令和6年度以降、継続の意思がないことから、指定管理の指定取り消しを決定し、4月から邑知保育園の運営を市で実施することにしました。

保護者や関係機関には、保育園の運営について市が直営で行うことや延長保育、一時保育、休日保育および通園バスなどの基本的なサービスに変更がないことをお知らせしました。

今後、円滑に移行できるよう引継ぎを行い、人材確保も含め、体制を整えていきます。

次に、羽咋市定住促進奨学金返還支援について、ご説明いたします。

この支援制度は、奨学金の返還額の一部を助成して、市の将来を担う若者の定住や、就業の促進を図ることを目的とした令和5年度の新規事業であり、令和6年1月末までに6件の申請を受け付けました。

女性や、地域医療の担い手となる医師として就労した場合は、加算措置を設けており、申請の内訳は、男性5人、女性1人で、うち1人は医師として就労しています。

震災支援を進めながら、定住促進につながる事業にも継続して取り組んでいきます。

次に、地域公共交通計画の再編について、ご説明いたします。

これまで、地域公共交通計画の策定や、デマンド交通の実証

実験などを行い、再編について準備を進めてきましたが、本年7月1日のラクナはくいバス停の供用開始に合わせ、地域公共交通の再編を実施いたします。主な内容は、るんるんバスのルートの見直しや、AIを活用したデマンド交通の導入のほか、路線バス利用助成の新設などです。5月以降、市民向け説明会の開催を予定しており、今後、市民への周知を図っていきます。

次に、介護保険についてご説明いたします。

令和6年度から3か年を計画期間とする「第9期羽咋市高齢者福祉計画及び羽咋市介護保険事業計画」を策定しました。

本計画では、「ふるさと 羽咋で 共に生きる」を基本テーマに掲げ、「健康づくり・介護予防の総合的な推進」、「地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進」、「認知症施策の総合的な推進」、「安心・安全な暮らしづくりの推進」、「介護サービスの充実・円滑な制度運営」の5つを基本目標として、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる地域づくりに取り組んでいきます。

また、今後3年間の介護サービスの総費用の見込みと、65歳以上の高齢者の負担割合および被保険者数により算出される介護保険料の基準額は、現行の月額5,900円から6,000円となり、国の定める標準段階数の変更にあわせて、所得段階区分を9段階から13段階に変更し、保険料設定を行います。

なお、施設整備につきましては、一人暮らしの高齢者や高齢

夫婦のみ世帯の増加により、通院や買い物などの生活支援や、安否確認のための訪問など、様々なニーズが高まっており、これらに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスが必要と考え、小規模多機能型居宅介護事業所を、現在の6か所から7か所に増設することとしています。

次に、地域包括ケアシステムについて、ご説明いたします。

高齢者が地域で安心して暮らし続けることができるよう、高齢者も含めた多様な世代が、主体的に地域の担い手となり、介護予防活動を支援する体制の整備を進めているところです。

市では週1回程度開催する通いの場に対し、活動支援として補助金を交付していますが、厚生労働省では「通いの場」を月1回以上の活動と定義していることから、令和6年4月からは、月1回以上活動している団体が対象となるよう補助対象を拡大するとともに、申請手続きを簡素化し、各団体の事務負担軽減を図ります。

これにより、地域活動が一層活性化し、介護予防につながるものと考えています。

次に、認知症地域支援推進員の増員について、ご説明いたします。

市内7か所の介護事業所に、相談支援および医療機関や介護サービス、地域の支援機関をつなぐ、コーディネーターとしての

役割を担う、認知症地域支援推進員業務を委託してきました。

令和6年1月からは、新たに2か所の介護事業所に業務委託し、さらなる支援体制を強化しました。

次に、羽咋市障害福祉計画・障害児福祉計画について、ご説明いたします。

市では、令和3年3月に第3次羽咋市障害者計画を策定し、「希望を持ち、助け合い、活躍するひと・まちづくり」の基本理念の下、「ともに支え合う共生社会づくり」「安心して暮らせるまちづくり」「自立のための支援体制の充実」を基本目標として、障がい者施策を推進しています。

第7期羽咋市障害福祉計画および第3期障害児福祉計画は、前計画期間が令和5年度で終了するにあたり、昨年実施したアンケート調査の結果や施策達成状況評価などを踏まえ、令和6年度から8年度を計画期間とした素案を取りまとめました。

この計画では、自立支援給付および地域生活支援事業の円滑な実施を確保するため、障がい福祉サービスなどの成果目標の設定や、サービス見込み量と方策などを定めるもので、3月中に策定する予定です。

次に、保健福祉に関する相談窓口の統合について、ご説明いたします。

現在、羽咋すこやかセンターに配置している、健康福祉課

健康推進係を、4月1日から本庁舎に移動し、健康増進、疾病予防、権利擁護など、世代や障害の有無、属性を問わず、重層的な相談支援体制の強化を図ります。

次に、輝く羽咋デジタル総合戦略について、ご説明いたします。

昨年11月21日に開催した、第2回羽咋市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議における、外部有識者からの提案も盛り込み、輝く羽咋デジタル総合戦略の素案を取りまとめました。

同戦略では、将来人口の目標値を現行の総合戦略と同水準に設定し、短期的目標値として2030年に1万8千人、長期的目標値として2060年に1万3千人としています。

また、目指すべき将来像として「女性や若者を惹きつけ、こどもが健やかに育ち、暮らし続けられる羽咋をつくる」と掲げました。

同戦略は、デジタル技術の有効活用による持続可能なまちづくりを最大のテーマとしていますが、このたびの震災を受けて、安全・安心なまちづくりの施策や事業についても強化し、3月中に策定する予定です。

次に、デジタル教育の推進について、説明いたします。

GIGAスクール構想により、1人1台端末と通信ネットワークが整備され、本市の小中学校では、ICT機器を有効活用した授業が日常的に行われ、高い教育効果を上げているところです。

令和6年度は、国に先駆けた主要教科への「学習者用デジタル教科書」の導入により、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ります。また、「WEBプリント」の導入により、膨大なデータベースから児童生徒が個々の課題にあった問題に取り組むことができます。

これらのデジタル教材の活用により、本市の高い学力の維持、向上を図るとともに、児童生徒の学習状況の把握や記録、教材準備などにおける教職員の業務の効率化や、指導力向上につなげます。

以上申し述べまして、提出案件の説明に入ります。
今議会に提出いたしました案件は、予算案11件、条例案15件、報告11件の合計37件です。

議案第1号 令和6年度羽咋市一般会計予算につきましては、先に申しあげました概要のとおりです。

議案第2号から議案第7号 令和6年度各特別会計予算および企業会計予算につきましては、それぞれ所要の経費を計上しました。

国民健康保険特別会計など4つの特別会計の予算額は、57億8,360万円であり、前年度と比較し、9,570万円の増額となりました。これは国民健康保険特別会計予算の増額などによ

るものです。

企業会計予算のうち、水道事業会計の予算総額は、12億9,930万円であり、前年度と比較し、1億8,960万円の増額となりました。

下水道事業会計の予算総額は25億6,400万円であり、建設改良費の増加などにより、前年度と比較し、3億8,890万円の増額となりました。

なお、当初予算案の詳細につきましては、予算常任委員会においてご説明申し上げます。

議案第8号 令和5年度羽咋市一般会計補正予算第12号について、ご説明いたします。

今回の補正では、能登半島地震の災害関連予算として、被災した浄化槽の補修に対する補助金や、農地などの災害復旧に対する補助金の増額をはじめ、国の補正予算の追加に伴い、道整備交付金事業や農村地域防災減災事業などの増額補正を行うものです。

また、燃料価格高騰に伴い、施設運営委託料などを増額したほか、ふるさと納税寄附金の増額に伴う返礼品等の増額、各事業費の決算を見込んだ調整を行っています。

歳入では、国の補正予算に伴う、道整備交付金や多面的機能支払制度事業補助金などの国県支出金をはじめ、ふるさと納税寄附金の増額、1月に専決補正を行った災害廃棄物仮置場設置事業などに災害対策債を充当したことに伴い、市債の増額を計上しまし

た。

その結果、余剰となった財源は、財政調整基金からの繰入金を減額し、収支の均衡を図った次第です。

これにより、歳入歳出それぞれ1,268万6千円を減額し、予算総額を147億6,676万円に定めるものです。

議案第9号から議案第11号 令和5年度各特別会計、企業会計補正予算の3件につきましては、事業費の決算を見込んだ調整や国の補正予算に伴う下水道事業の建設改良費の増額補正などを行うものです。

議案第12号 羽咋市監査委員条例の一部改正につきましては、地方自治法の改正に伴い、引用条文の整備を行うものです。

議案第13号 羽咋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条文の整備を行うものです。

議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、他の地方公共団体などからの職員派遣を中長期的に受け入れるに当たり、派遣職員に対し、災害派遣手当の支給

を可能にするため、所要の改正を行うものです。

議案第15号 羽咋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、地方自治法の一部改正により、令和6年4月1日から会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することが可能となることから、所要の改正を行うものです。

議案第16号 常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、能登半島地震により、深刻な影響を被っている市民の皆様と市内事業者の状況を鑑み、令和6年4月1日から令和6年10月31日までの間、私の給料を10パーセント、副市長の給料を5パーセント減額するものです。

議案第17号 羽咋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正につきましては、子育て世代の経済的負担の軽減を目的とし、令和6年4月から利用料を無償とするため、所要の改正を行うものです。

議案第18号 羽咋市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、税率改正および支援金等賦課限度額の引き上げ、ならびに軽減措置の所得判定基準の拡充について、所要の改正を

行うものです。

議案第19号 羽咋市介護保険条例の一部改正につきましては、介護保険事業計画の見直しに伴い、第1号被保険者の介護保険料について改正を行うものです。

議案第20号 羽咋市土木工事地元負担金条例の一部改正につきましては、人口減少により地元世帯の負担が増したことから、工事負担金の軽減を図るため、所要の改正を行うものです。

議案第21号 羽咋市営住宅条例の一部改正につきましては、市営松ヶ丘住宅の用途廃止および配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第22号 羽咋市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正につきましては、災害時の活動の維持向上を目的とし、機能別消防団員の枠組みを整備するため、所要の改正を行うものです。

議案第23号 羽咋市学校給食費条例の一部改正につきましては、令和6年4月から小中学生の給食費を無償とするため、所要の改正を行うものです。

議案 24号 羽咋市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、水道法等による権限が、厚生労働大臣から国土交通大臣および環境大臣へ移管されることに伴う改正と地方自治法の改正に伴う引用条文の整備を行うものです。

議案 25号 羽咋市給水条例の一部改正につきましては、水道法等による権限が、厚生労働大臣から国土交通大臣および環境大臣へ移管されることに伴う改正と、水道法施行令の改正に伴う引用条文の整備を行うものです。

議案 26号 羽咋市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部改正につきましては、水道法等による権限が、厚生労働大臣から国土交通大臣および環境大臣へ移管されることや技術士試験の制度改正に伴い、所要の改正を行うものです。

報告第1号 令和5年度羽咋市一般会計補正予算第9号の専決処分の報告につきましては、歳出では、能登半島地震に伴う、避難所の設置や飲料水の供給をはじめ、住宅の緊急修理、賃貸型応急住宅の供与、災害廃棄物仮置場設置などの被災者支援、道路や農林業施設などの災害復旧、災害対応にあたる職員の時間外勤務手当にかかる追加補正の専決処分を行ったことにより報告す

るものです。

歳入では、事業実施に伴う国庫支出金や市債の増額を計上し、不足分は、財政調整基金からの繰入金により収支の均衡を図った次第です。

これにより、歳入歳出それぞれ4億円を追加し、予算総額を141億8,644万6千円に定めたものです。

報告第2号および報告第3号 令和5年度 各企業会計補正予算の2件につきましては、能登半島地震での被災による水道送配水管の漏水をはじめ、羽咋浄化センターや北部幹線の管路などの応急復旧費の増額補正などの専決処分を行ったことにより報告するものです。

報告第4号 令和6年能登半島地震に係る災害被害者に対する羽咋市税の減免の特例に関する条例制定の専決処分の報告につきましては、被災者に係る市税の減免措置等について、総務省通知に基づき、条例制定の専決処分を行ったものです。

主な内容につきましては、住家の被害の程度が半壊以上の方に対して、令和5年度納期未到来分の個人市民税および固定資産税、都市計画税を損害の程度に応じて減免するものです。

報告第5号 令和5年度羽咋市一般会計補正予算第10号の専決処分の報告につきましては、歳出では、ふるさと納税寄附金

の増額に伴う返礼品などの増額や除雪費用の増額などを行いました。

また、国の価格高騰重点支援拡大給付金として、令和5年度住民税均等割のみの課税世帯への、一世帯10万円および児童一人あたり5万円の加算支給、令和5年度住民税非課税世帯への給付金加算として児童一人あたり5万円の支給にかかる追加補正の専決処分を行ったことにより報告するものです。

歳入では、ふるさと納税寄附金や事業実施に伴う国庫支出金などの増額を計上し、不足分は、財政調整基金などからの繰入金により収支の均衡を図った次第です。

これにより、歳入歳出それぞれ1億8,000万円を追加し、予算総額を143億6,644万6千円に定めたものです。

報告第6号 羽咋市手数料条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、戸籍法の一部を改正する法律に伴うものであり、令和6年3月1日に施行されることから、専決処分を行ったものです。

内容につきましては、関係政令の改正に準じて、戸籍謄本などの広域交付制度や、新たに追加される電子証明書提供用識別符号の発行事務など、新たな手数料を定めたことにより報告するものです。

報告第7号 令和5年度羽咋市一般会計補正予算第11号の

専決処分の報告につきましては、歳出では、能登半島地震に伴う、被災者支援窓口の運営をはじめ、住宅の応急修理や被災者生活再建支援事業、水道および下水道料金の減免などの被災者支援、道路、公園施設などの災害復旧にかかる追加補正の専決処分を行ったことにより報告するものです。

歳入では、事業実施に伴う国庫支出金や市債の増額を計上し、不足分は、財政調整基金からの繰入金により収支の均衡を図った次第です。

これにより、歳入歳出それぞれ4億1,300万円を追加し、予算総額を147億7,944万6千円に定めたものです。

報告第8号および報告第9号 令和5年度 各企業会計補正予算の2件につきましては、上下水道料金の一部または全額免除に伴う、一般会計からの補助金の追加補正や、能登半島地震による下水道災害復旧費の増額補正などの専決処分を行ったことにより報告するものです。

報告第10号 損害賠償額の決定の専決処分の報告につきましては、公用車による交通事故に伴う損害賠償額が決定したので、地方自治法の規定により報告するものです。

報告第11号 法人の経営状況の報告につきましては、羽咋まちづくり株式会社の経営状況について、地方自治法の規定によ

り報告するものです。

以上をもちまして、提出いたしました全案件の説明を終わります。詳細につきましては、質疑、質問あるいは各常任委員会におきまして、ご説明いたします。

何とぞ、よろしくご審議の上、適切なるご決議を賜りますようお願いいたします。